

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、島根県が平成29年11月1日以降に入札公告及び指名通知する工事に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 受注者は、次の要件を全て満たす建設工事で、同一の現場代理人が工事現場の運営・取締りをする上で支障がない場合は、様式1により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が共に3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）であること。
- (2) 兼務する建設工事は島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が10km程度までであること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

2 受注者は、次の要件を満たす場合は、本件工事の現場代理人と道路維持管理一括業務等の現場責任者との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 建設工事の契約金額が3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）で、兼務する道路維持管理一括業務等の当初契約金額が3,500万円未満であること。
- (2) 兼務する建設工事と道路維持管理一括業務等は島根県の同一機関が発注又は監督するものに限り、かつ工事現場が道路維持管理一括業務等の委託範囲内であること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(兼務できる工事の数)

第3条 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、2件（道路維持管理一括業務等の現場責任者との兼務についても、建設工事と合わせて2件）までとする。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第4条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移動距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認・非承認の通知)

第5条 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には様式2により、また承認

しない場合は様式3により、速やかに受注者に通知するものとする。

(工事成績評定点への反映等)

第6条 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、不良（粗雑）な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合がある。